

平成26年11月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成26年11月28日（金曜日）14時57分～15時50分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 太田主査 寺田主査

○議事事項

1 平成26年11月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成25年（不）第1号事案について

不利益処分についての不服申立てに関する規則第13条第1項の規定に基づき作成すべき裁決書について、内容を審議の上、決定するとともに、その写しを審査請求人及び処分者へ送達することを決定した。

3 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

11月定例県議会に提案された4件の条例（案）について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

I 乙第104号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正理由

平成26年10月9日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員について給与改定を行うため。

2 改正の内容

(1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
ア	初任給調整手当の上限額の改定 医療職給料表（一）適用職員 月額410,900円⇒412,200円	条例第1条による改正後の第7条の3
イ	本年12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 67.5/100⇒82.5/100 上記のうち特定幹部職員 87.5/100⇒102.5/100 再任用職員 32.5/100⇒37.5/100	条例第1条による改正後の第17条の4及び附則第12項

	上記のうち特定幹部職員 42.5/100⇒47.5/100	
ウ	本年公民較差による給料表の改定	条例第1条による改正後の別表第1～第4
エ	医療職給料表(一)適用職員の地域手当の支給割合の改定 15/100⇒16/100	条例第2条による改正後の第9条の3
オ	単身赴任手当の改定 基礎額 月額 23,000円⇒30,000円 距離別加算上限額 月額 45,000円⇒70,000円	条例第2条による改正後の第10条の2
カ	管理職員特別勤務手当の改定 週休日等以外の午前零時から5時までの臨時又は緊急の勤務に対し6,000円/回を上限として支給	条例第2条による改正後の第16条の3
キ	平成27年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 82.5/100⇒75/100 上記のうち特定幹部職員 102.5/100⇒95/100 再任用職員 37.5/100⇒35/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100⇒45/100	条例第2条による改正後の第17条の4及び附則第12項
ク	再任用職員への単身赴任手当の支給	条例第2条による改正後の第17条の6
ケ	50歳超管理職員の給料等の1.4%減額の廃止 平成29年3月31日をもって廃止	条例第2条による改正後の附則第9項
コ	給与制度の総合的見直しによる給料表の改定	条例第2条による改正後の別表第1～第4

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
サ	本年公民較差による給料表の改定	条例第3条による改正後の第7条
シ	本年12月期の期末手当の支給割合の改定 155/100⇒170/100	条例第3条による改定後の第8条
ス	給与制度の総合的見直しによる給料表の改定	条例第4条による改正後の第7条
セ	平成27年6月期以降の期末手当の支給割合の改定 6月期 140/100⇒155/100 12月期 170/100⇒155/100	条例第4条による改正後の第8条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
ソ	本年公民較差による給料表の改定	条例第5条による改正後の第5条
タ	本年12月期の期末手当の支給割合の改定 155/100⇒170/100	条例第5条による改定後の第6条
チ	給与制度の総合的見直しによる給料表の改定	条例第6条による改正後の第5条
ツ	平成27年6月期以降の期末手当の支給割合の改定	条例第6条による改正後の第

6月期 140/100⇒155/100	6条
12月期 170/100⇒155/100	

(4) その他所要の改正

	改正の内容	該当条項
テ	給料月額の変更に伴う現給保障 平成27年3月31日時点の給料月額を保障 保障期間は平成29年3月31日まで 平成18年改定時の現給保障額との調整	条例附則第7条、第9条
ト	佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正（※） 本年12月期の特別職及び教育長の期末手当 155/100⇒170/100	条例附則第12条による改正後の第3条
ナ	佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正 平成27年6月期以降の特別職及び教育長の期末手当 6月期 140/100⇒147.5/100 12月期 170/100⇒162.5/100	条例附則第13条による改正後の第3条
ニ	その他所要の改正	

※ 教育長は一般職の地方公務員であるが、その給与等については、他の一般職とは別に、特別職と同一の条例で定められている。

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 1の表中 ア～ウ、サ、シ、ソ、タ、ト 公布の日
- ・ 同 エ～コ、ス、セ、チ、ツ、テ、ナ 平成27年4月1日

(2) 適用日

- ・ 1の表中 ア、ウ、サ、ソ 平成26年4月1日
- ・ 同 イ、シ、タ、ト 平成26年12月1日
- ・ 同 エ～コ、ス、セ、チ、ツ、テ、ナ 平成27年4月1日

4 検討結果

本件条例の内容は、平成26年10月9日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

II 乙第109号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正理由

平成26年10月9日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員について給与改定を行うため。

2 改正の内容

(1) 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正

	改正の内容	該当条項
ア	本年12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 67.5/100⇒82.5/100 上記のうち特定幹部職員 87.5/100⇒102.5/100 再任用職員 32.5/100⇒37.5/100 上記のうち特定幹部職員 42.5/100⇒47.5/100	条例第1条による改正後の第21条及び附則第20項
イ	本年公民較差による給料表の改定	条例第1条による改正後の別表第1～第4
ウ	単身赴任手当の改定 基礎額 月額23,000円⇒30,000円 距離別加算上限額 月額45,000円⇒70,000円	条例第2条による改正後の第11条の4
エ	管理職員特別勤務手当の改定 週休日等以外の午前零時から5時までの臨時又は緊急の勤務に対し6,000円/回を上限として支給	条例第2条による改正後の第18条の2
オ	平成27年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 82.5/100⇒75/100 上記のうち特定幹部職員 102.5/100⇒95/100 再任用職員 37.5/100⇒35/100 上記のうち特定幹部職員 47.5/100⇒45/100	条例第2条による改正後の第21条及び附則第20項
カ	再任用職員への単身赴任手当の支給	条例第2条による改正後の第23条の2
キ	50歳超管理職員の給料等の1.4%減額の廃止 平成29年3月31日をもって廃止	条例第2条による改正後の附則第17項
ク	給与制度の総合的見直しによる給料表の改定	条例第2条による改正後の別表第1～第4

(2) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部改正

	改正の内容	該当条項
ケ	50歳超管理職員のへき地手当等の1.4%減額の廃止 平成29年3月31日をもって廃止	条例第3条～第5条

(3) その他所要の改正

	改正の内容	該当条項
コ	給料月額の変更に伴う現給保障 平成27年3月31日時点の給料月額を保障 保障期間は平成29年3月31日まで 平成18年改定時の現給保障額との調整	条例附則第5条、第7条
サ	その他所要の改正	

3 施行期日

(1) 施行期日

- ・1の表中 ア、イ 公布の日
- ・同 ウ～コ 平成27年4月1日

- (2) 適用日
- ・ 1 の表中 イ 平成 26 年 4 月 1 日
 - ・ 同 ア 平成 26 年 12 月 1 日
 - ・ 同 ウ～コ 平成 27 年 4 月 1 日

4 検討結果

本件条例の内容は、平成 26 年 10 月 9 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

Ⅲ 乙第 105 号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正理由

社会情勢の変化等に伴い、佐賀県職員の特殊勤務手当について改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 伝染病作業手当の名称を、防疫等作業手当に改めることとした。（第 2 条第 4 号及び第 7 条関係）
- (2) 国の防疫等作業手当の改正に準じ、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事する場合に、日額 380 円（著しく危険な作業として人事委員会規則で定める作業に従事した場合は 100/100 以内の額を加算した額）を支給することができるよう、手当の額の上限を改めることとした。（第 7 条関係）

3 施行期日

公布の日

4 検討結果

- (1) 昨今の他県における鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生事例、及びこれらの防疫作業の困難性に鑑み、当該作業に係る手当額を改定することが相当であること。
 - (2) 本県条例の内容は、平成 24 年 4 月 1 日より改正された国の防疫等作業手当の内容に準じるものであり、他の自治体においても既に 34 都県において国と同様の改正を行っている。
- 以上の理由により、異議はないものと考えられる。

Ⅳ 乙第 108 号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正理由

佐賀県公立学校職員に対して支給する教員特殊業務手当の額を改定するため。

2 改正の内容

教員特殊業務手当の額を以下のとおり引き上げることとした。（第 8 条関係）

業務内容	(現行)	(改正案)
非常災害時等の緊急業務（第 1 号）		
非常災害時の生徒の保護、防災・復旧業務	6,400 円	→ 8,000 円
救急業務	6,000 円	→ 7,500 円
緊急補導業務	6,000 円	→ 7,500 円
修学旅行等引率指導業務（第 2 号）	3,400 円	→ 4,250 円

対外運動競技等引率指導業務（第3号）	3,400円	→	4,250円
部活動指導業務（第4号）	2,400円以内 で人事委員会が 定める額	→	3,000円以内 で人事委員会が 定める額

3 施行期日

平成27年1月1日

4 検討結果

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じたメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

また、本委員会は、平成25年10月11日と平成26年10月9日の人事委員会報告において、本県においても教職員の給与についてメリハリある給与体系を実現すべく検討していく必要があると言及している。

本件条例案はこれらのことを踏まえ提出されたものであるが、内容を確認したところ、

- (1) 国が見直しを行った義務教育費国庫負担金の算定基準と同様に教員特殊業務手当の引上げを行うものであり、また、本県においても課外活動に対する指導時間等が増加していることから、業務の特殊性や困難性に鑑みて引き上げることが相当と認められること。
- (2) 全国的にも42都道府県が国に準じて見直し済又は見直しを行う予定（平成26年10月現在）としていること。

以上のことから、異議はないものと考えられる。

○報告事項

1 平成26年（不）第1号事案に係る求釈明について

請求人に対し、釈明書を提出するよう依頼したことを報告した。

2 平成20年（不）第1号事案に係る上告審について

本事案に関わる分限免職処分の取消訴訟について、最高裁の上告審判決があったことについて報告した。

3 教職員賃金見直しに関する職員組合からの要請について

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「教職員賃金見直しに関する要請書」について報告した。

○その他

1 行事予定について